

史跡小田原城跡保存活用計画

2021

小田原市教育委員会 

史跡 小田原城跡保存活用計画

2021

小田原市教育委員会



小田原城跡全景



総構 小峯御鐘ノ台大堀切東堀

はじめに

長い歴史を持つ小田原は、神奈川県西部における産業・交通・経済・文化の中心都市として発展してきました。

その中で、史跡小田原城跡しせき おだわらじょうあとは、小田原のシンボルであり、市民の心の拠りどころにもなっています。

小田原城の始まりは、15 世紀中頃の大森氏おおもりの築城と言われています。その後、戦国時代の北条早雲い せ せうずいこと伊勢宗瑞から五代に及ぶ戦国大名北条氏は、約 100 年にわたって小田原城を本拠地とし、関東一円に勢力を及ぼしました。北条氏時代の小田原城は、その最盛期に豊臣秀吉とよとみひでよしとの「小田原合戦」に備えた周囲 9km に及ぶ長大な総構そうがまえを巡らした、当時の我が国最大級の城郭となりました。北条氏が豊臣秀吉に敗れた後、小田原城は徳川家康とくがわいえやすの支配下となり、江戸時代には、江戸城の西の守りの要としての役目を果たし、大久保氏おおく ぼなど江戸幕府の幕閣クラスふ だいの譜代大名が城主を務め、明治 3 年(1870)に廃城となりました。はいじょう

こうした歴史を持つ小田原城跡は、日本城郭史の上からも貴重なものであり、その遺構い こうは、今日でも良好な状態を保っていて、昭和 13 年(1938)にはその主要部が国の史跡に指定されました。

本保存活用計画は、この貴重な文化遺産である史跡小田原城跡の価値を次代に確実に守り伝えるために、史跡の現状を把握し、その価値を明らかにした上で、今後の保存・活用・整備などについて基本的な考え方を取りまとめたものです。

本計画の作成に当たりましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会の委員の方々や史跡小田原城跡保存活用計画策定部会の部会員の方々をはじめ、文化庁、神奈川県教育委員会のほか、多くの方々の御指導、御協力をいただきました。ここに感謝を申し上げる次第です。

2021 年（令和 3）3 月 31 日

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

例 言

- 1 本計画は、神奈川県小田原市に所在する、史跡小田原城跡の保存活用計画である。
- 2 本計画は、平成 30 年度から 3 箇年にわたる国庫補助事業「史跡小田原城跡 史跡等保存活用計画策定事業」でとりまとめた成果である。
- 3 本計画は、史跡小田原城跡を包括した保存活用計画であり、先行して小田原市が発行した以下の計画等の成果を集約し、統合したものである。

『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』	昭和 51 年（1976）策定
『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書（二）小田原城八幡山遺構群』	昭和 55 年（1980）策定
『史跡小田原城跡整備の理念と方針』	昭和 57 年（1982）策定
『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』	平成 5 年（1993）策定
『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』	平成 22 年（2010）策定
- 4 本計画は、平成 30 年（2018）6 月 26 日に小田原市教育委員会より「史跡小田原城跡調査・整備委員会」が諮問を受け、それに答申する形で策定された。
- 5 本計画は、小田原市文化部文化財課史跡整備係が素案を作成し、「史跡小田原城跡調査・整備委員会」（小和田哲男委員長）のもとに設置した「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」（伊藤正義部会長）での協議・検討を経て、パブリックコメント等も参考にして策定した。
- 6 本計画の策定にあたり、文化庁及び神奈川県教育委員会の指導・助言を得た。
- 7 本計画の編集にあたり、（株）イビソクに支援業務を委託した。
- 8 史跡指定地図の作成は、株式会社城山測量設計に委託した。
- 9 史跡指定地図の作成にあたり、下記の図面データの提供を受けた。

「都市計画図」（平成 30 年 3 月作成）	小田原市都市部都市計画課
「地番図」（平成 30 年 1 月 1 日時点データ）	小田原市総務部資産税課
- 10 用語については、以下の用例と歴史教科書に基づき、主なものには「用語注記事項」を示した。

林 衡等	（1972）	『新編 相模国風土記稿』第二集 名著出版
小田原市	（1995）	『小田原市史 別編 城郭』
小田原市	（1998）	『小田原市史 通史編 原始 古代 中世』
小田原市	（1999）	『小田原市史 通史編 近世』
小田原市	（2001）	『小田原市史 通史編 近現代』
小田原市教育委員会	（2010）	『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』
- 11 絵図・写真等については、掲載箇所にそれぞれの提供元を示した。
- 12 本計画策定に用いた資料は、小田原市文化部文化財課が保管している。
- 13 本計画に掲載している絵図・写真等の無断使用を禁じる。

用語注記事項

【歴史的用語】

■ 小田原城跡（おだわらじょうあと）

戦国時代末に築かれた、総延長 9 km の「総構」の中に囲まれた地域を「小田原城跡」と呼んでいる。本丸・二の丸地区など城郭施設のある場所や、それを囲む武家屋敷、町人地、寺社地、宿場町（小田原宿）など幕末に林衡によって編纂された『新編相模國風土記稿』（林 1841）に記載される 19 町 1 村の範囲であり、東西 3 km・南北約 2 km の範囲を本計画では「小田原城跡」として扱っている。面積は約 400 ha（万 m²）である。

■ 「小田原攻め」と「小田原合戦」（「おだわらぜめ」と「おだわらかっせん」）

天正 18 年（1590）年 3 月末～7 月初旬に起きた、当時の全国の大名を動員した豊臣秀吉率いる豊臣方と北条氏政・氏直率いる北条方の戦（小田原城包囲戦）。結果は、北条方の降伏・開城で幕を閉じた。これをもって戦国時代の終焉と考えられている。豊臣方から見れば「小田原攻め」（小田原征伐）、北条方から見れば「小田原合戦」である。本計画は北条氏の本拠地だった小田原城跡に関するものなので、基本的に「小田原合戦」を用いる。

■ 「史蹟」と「史跡」（「しせき」と「しせき」）

「史蹟」「史跡」とは、歴史上の出来事にゆかりのある場所という一般的な意味ではなく、本計画ではあくまで、国が指定した「史蹟」「史跡」の意味で用いる。県や市が指定した場合は、「県（指定）史跡」「市（指定）史跡」などと表記される。

文化財保護法第 109 条において、「記念物のうち重要なものを史跡に指定することができる」とし、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」では、史跡について、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの」と規定している。

大正 8 年（1919）に制定された「^{しせきめいしょうてんねんきねんぶつほぞんほう}史蹟名勝天然記念物保存法」の規定により指定されたものを「史蹟」、昭和 24 年（1949）に制定された「^{ぶんかざいほごほう}文化財保護法」の規定により指定されたものを「史跡」という。なお、「史蹟」は、指定解除されたものを除き、戦後の文化財保護法の「史跡」に引き継がれたため、現在は「史跡」と表記されている。

本計画では、戦前の昭和 13 年（1938）に史蹟名勝天然記念物保存法によって、小田原城跡が指定されたことを述べる場合には、「史蹟」を用いた。

■ 史跡小田原城跡（しせきおだわらじょうあと）

史跡の指定名称。昭和 13 年(1938)8 月 8 日に、史蹟名勝天然記念物保存法によって国の史蹟に指定された際は、「史蹟小田原城跡^{あと}」として官報告示されている。ちなみにこの時の所在地は、足柄下郡小田原^{あしがらしもぐん}町と足柄村。

戦後、「跡」は、同じ読みと意味を持つ「跡」を使うことになり、戦後の表記や、文化財保護法による史跡の追加指定では、「史跡小田原城跡^{あと}」と記載されることになった。

小田原城跡(約 400 ha)のうち、令和 3 年(2021)3 月 31 日現在、約 30 ha (303, 298. 14 m²) が史跡に指定されている。

■ 北条氏（ほうじょうし）

戦国時代末、15 世紀末～ 16 世紀末の約 100 年にわたり小田原城を本拠地として関東諸国を支配した、伊勢宗瑞^{ほうじょうそうん}(北条早雲)を始祖とし、氏綱^{うじつな}・氏康^{うじやす}・氏政^{いちざく}・氏直と続く「北条五代」やその一族である。2 代氏綱から、「北条」と名乗るようになった。鎌倉幕府^{しゅげん}の執権を務めた北条氏と区別するため、「後北条氏^{ごほうじょう}」や「小田原北条氏」とも呼ばれるが、本計画では「北条氏」を用いる。

■ 「北条早雲」と「伊勢宗瑞」（「ほうじょうそうん」と「いせそうずい」）

「北条早雲」は北条五代の初代で、「戦国大名の先駆け」と教科書などでも記載されることが多い。近年の研究で、室町幕府^{まんどころしゅじ}政所執事を世襲した「伊勢氏」の一族で、幕府の申次衆^{もうしつぎしゅう}・奉公衆を務めていた「伊勢新九郎盛時^{しんくろうもりとき}」であったことが明らかとなった(黒田 2018 ほか)。入道(出家)してから「早雲庵宗瑞^{あん}」「宗瑞」と自ら記している。

本計画では、「伊勢宗瑞(北条早雲)」を用いる。

■ 「天守」と「天守閣」（「てんしゅ」と「てんしゅかく」）

市では、江戸時代に本丸にあった木造のものや、その模型について「天守」と表記し、昭和 35 年(1960)に鉄筋コンクリートで復興されたものを「天守閣」と表記している。

【その他】

■ 史跡指定地の公有地化（しせきしていちのこうゆうちか）

所有者の申し出や了承を得た上で、史跡指定地の民有地を自治体を買取りすること、寄付をうけることを、一般的には「公有化」「公有地化」と言う。

■ 白地（しろち）

公図上で地番が付されておらず登記もない国有地を指す。現在は、市に譲与されているものが多い。このほか、史跡小田原城跡では、公図上に地番が付されているが登記のない国有地(二の丸東堀などの小田原城址公園を囲む堀)もあり、本計画では、これも白地に含めた。

『史跡小田原城跡保存活用計画』目次

	ページ
はじめに	i
例言	ii
用語注記事項	iii
目次	v
第1章 保存活用計画の沿革と目的	1
1-1 計画策定の沿革	1
1-2 計画の目的	3
1-3 計画対象範囲	3
1-4 策定部会の設置	7
1-5 他の計画との関係	12
(1) 本計画の位置付け	12
(2) 小田原市総合計画との関係	12
(3) 関連計画との関係	12
1-6 計画の周知及び見直し	13
第2章 史跡小田原城跡の概要	15
2-1 小田原市の概要	15
(1) 小田原市の位置	15
(2) 周辺の自然環境	16
(3) 歴史的環境	17
①概要	17
②旧石器時代	17
③縄文時代	18
④弥生時代	19
⑤古墳時代	20
⑥奈良・平安時代	21
⑦中・近世	22
⑧近・現代	24
2-2 小田原城跡の概要	26
(1) 小田原城の歴史	26
①概要	26
②小田原城の絵図	28
③近代以後の小田原城	33

④小田原保勝会の活動など	34
⑤小田原振興会の活動	34
⑥戦後の小田原城跡	35
⑦史跡指定と戦後の小田原城郭研究会の活動	36
⑧発掘調査	36
⑨史跡整備	40
⑩史跡整備と植栽管理	41
⑪史跡小田原城跡保存活用計画策定事業の着手	42
⑫史跡小田原城跡関係略年表	45
(2) 指定地を取り巻く社会的環境	48
①概要	48
②周知の埋蔵文化財包蔵地	48
③都市計画	49
④風致地区	49
⑤高度地区	51
⑥建築物等の高さ制限	53
⑦景観計画	53
⑧道路状況・鉄道状況	55
⑨観光施策・地域の活動	56
2-3 小田原城跡の地区区分	57
(1) 地区区分・名称の設定	57
(2) 各地区の概要	66
Ⅰ 近世本丸・二の丸・隣接諸郭	66
Ⅰ -1 本丸	66
Ⅰ -2 二の丸	67
Ⅰ -3 御用米曲輪	67
Ⅰ -4 屏風岩	68
Ⅰ -5 屏風岩西隣曲輪	68
Ⅰ -6 弁財天曲輪	69
Ⅰ -7 焰硝曲輪	69
Ⅰ -8 馬屋曲輪	70
Ⅰ -9 御茶壺曲輪	70
Ⅰ -10 南曲輪	71
Ⅰ -11 小峯（雷）曲輪	71
Ⅱ 近世三の丸	72
Ⅱ -1 三の丸東城	72
Ⅱ -2 三の丸北城	73

III -3	三の丸南城	73
III	八幡山古郭	73
III -1	八幡山古郭本曲輪	74
III -2	八幡山古郭本丸八幡社（北条期）跡	74
III -3	八幡山古郭字八幡	74
III -4	八幡山古郭東曲輪	74
III -5	八幡山古郭西曲輪	75
III -6	八幡山古郭鍛冶曲輪	75
III -7	八幡山古郭藤原平	75
III -8	八幡山古郭南曲輪	76
IV	天神山尾根・小峯畑	76
IV -1 ～ 3	小峯畑	77
IV -4 ～ 6	天神山	77
V	谷津・愛宕山	77
V -1 ～ 14	谷津	77
VI	総構	78
VI a	総構北東面	78
VI b	総構北西面	79
VI c	総構小峯御鐘ノ台	79
VI d	総構南西面	80
VI e	総構南東面（海岸）	81
VII	城下町区域	81
VII a	東海道筋東半部一帯（甲州道交点より東）	82
VII b	古東海道筋一帯	82
VII c	東海道筋西半部一帯（甲州道交点より西）	82
VII d	甲州道筋北半部一帯	82
VII e	甲州道筋南半部一帯	82
VII f	大手前一帯	82
VII g	幸田・揚土一帯（幸田口門外）	83
VII h	新馬場・花の木一帯（渋取口内）	83
VII i	西海子・御花畑一帯	83
VIII	府外小田原合戦陣場・屋敷・要害	83
VIII -1	北条幻庵屋敷	83
VIII -2	下堀方形居館	83
VIII -3	根府川城	84
VIII -4	御所山	84

Ⅷ -5	富士山陣場	84
Ⅷ -6	今井陣場	84
Ⅷ -7	酒井陣場	84
Ⅷ -8	多古白山台地北畠陣場	84
Ⅷ -9	朝ヶ坂蒲生陣場	84
Ⅷ -10	天子台羽柴秀次陣場	85
Ⅷ -11	上台羽柴秀勝陣場	85
Ⅷ -12	水之尾宇喜多陣場	85
Ⅷ -13	風祭丸塚山織田信包陣場	85
Ⅷ -14	荻窪仕寄陣場	85
Ⅷ -15	その他	85
2-4	指定に至る経緯	86
2-5	指定の状況	88
	(1) 指定告示、指定説明文と範囲	88
	(2) 史跡内の近代建築	99
	① 清閑亭	99
	② 歴史見聞館・小田原城総合管理事務所建物	99
	(3) 土地利用状況	100
	(4) 史跡指定地の状況	100
第3章	史跡小田原城跡の本質的価値	103
3-1	史跡小田原城跡の価値	103
	(1) 本質的価値	103
	(2) 新たな価値の可能性	104
3-2	史跡小田原城跡を構成する諸要素	105
	(1) 史跡小田原城跡を構成する諸要素	106
	(2) 史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素	107
第4章	現状・課題	113
4-1	保存・管理	113
	(1) 保存・管理の現状	113
	① 指定地全体	113
	② 地区区分	114
	③ 現状変更	114
	④ 追加指定	114
	⑤ 公有地化（買取り・寄付等）	114

⑥調査研究	114
(2) 保存・管理の課題	114
①指定地全体	114
②地区区分	114
③現状変更	115
④追加指定	115
⑤公有地化（買取り・寄付等）	115
⑥調査研究	115
4-2 活用	116
(1) 活用の現状	116
①行政が実施している事業	116
ア．文化財課実施・主催事業	116
イ．その他の市実施・主催事業	117
ウ．市展示施設でのガイダンス展示	117
②民間団体が実施している事業	117
(2) 活用の課題	119
4-3 整備	120
(1) 整備の現状	120
①小田原城址公園の整備	120
②小田原城址公園北隣（弁財天曲輪）の整備	120
③総構等の整備	121
④整備計画	122
⑤ガイダンス施設整備基本計画	123
(2) 整備の課題	125
①整備基本計画の策定	125
②回遊性の向上と便益施設の整備の検討	125
③ガイダンス施設の整備の検討	125
④周辺住民等や他の分野との連携を図れる整備の検討	125
4-4 運営・体制	126
(1) 運営・体制の現状	126
①保存活用事業を運営する上での体制のあり方の現状	126
ア．文化財課と小田原城総合管理事務所による運営・体制	126
イ．その他の市の機関による運営・体制	126
ウ．指定管理及び委託による運営・体制	127
エ．その他	127
②市内部における意思疎通・情報共有の方法	127

ア．文化財課と小田原城総合管理事務所との意思疎通等	127
イ．他の市組織との意思疎通等	128
③他組織との意思疎通・情報共有の方法	128
(2) 運営・体制の課題	128
①保存活用事業を運営する上での体制のあり方の課題	128
ア．文化財課の運営・体制の充実	128
イ．小田原城総合管理事務所とのさらなる協力体制の構築	129
②市内部における意思疎通・情報共有の方法	129
③他組織との意思疎通・情報共有の方法	129
第5章 大綱・基本方針	131
5-1 大綱	131
5-2 基本方針	131
(1) 保存管理	131
(2) 活用	132
(3) 整備	132
(4) 運営・体制	132
第6章 保存・管理	157
6-1 方向性	157
6-2 方法	157
(1) 地区別の保存・管理方法	157
(2) 史跡小田原城跡を構成する諸要素の保存・管理方法	157
(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び取り扱い基準	159
(4) 史跡小田原城跡の周辺を構成する諸要素の保存・管理方法	163
(5) 発掘調査等	164
(6) 史跡の追加指定	165
(7) 公有地化	167
第7章 活用	169
7-1 方向性	169
7-2 方法	169
(1) 学校教育における活用	169
(2) 生涯学習における活用	170
(3) 地域における活用	171

第8章 整備	173
8-1 方向性	173
8-2 方法	175
(1) 主として保存のための整備	175
①保存に必要な整備	175
②普及・啓発・情報発信	176
(2) 主として活用のための整備	177
①遺構等の復元・表示等	177
ア．復元整備した遺構等の維持管理・再整備	177
イ．災害等の対応	177
ウ．御用米曲輪戦国期エリアの整備	178
エ．本丸鉄門跡と鉄門坂の整備	179
オ．弁財天曲輪（通称「城内地区」）公有地の整備	179
カ．開発調査で史跡指定に値する遺構が発見された場所の整備	180
キ．小田原城址公園の再整備	180
ク．清閑亭の活用とそれに伴う整備	181
ケ．史跡の指定年代以外の遺構等の取り扱いの検討	182
コ．木造化等の天守の整備	184
サ．大手門の復元	186
②園路・回遊路等	187
③サイン計画	190
④便益施設	192
ア．トイレ	192
イ．インフラ	192
ウ．駐車場	192
⑤ガイダンス施設	193
(3) 植生・植栽の整備の作業手順	194
①現状の管理	194
②植生・植栽管理整備の取扱い方針	194
③植生・植栽管理整備の留意事項	194
④地区別の植生・植栽管理の作業手順	194
⑤その他	194
(4) 周辺文化財との連携	196
(5) 整備の実施時期・手順等	196
①実施中	196
②短期～中期的に実施	196
③中期～長期的に実施	196

第9章 運営・体制	197
9-1 方向性	197
9-2 方法	197
(1) 総合的な管理運営体制の強化	197
(2) 専門家による委員会の継続	197
(3) 計画的・持続的な調査研究体制の構築	197
(4) 多様な主体による保存・管理の推進	197
第10章 施策の実施計画の策定・実施	199
10-1 方向性	199
10-2 実施の概要	200
第11章 経過観察	201
11-1 方向性	201
11-2 方法	201
(1) 文化財課による検証	201
(2) 史跡小田原城跡調査・整備委員会等での審議	201
(3) 情報の公開と評価	201
(4) 経過観察による把握された課題の解決	201
資料編	
1. 絵図・写真等	207
2. 史跡小田原城跡指定地図	230
3. 史跡小田原城跡指定地番変遷	275
4. 史跡小田原城跡指定現況地番	301
5. 史跡指定地の地目・所有者	308
6. 史跡小田原城跡関係詳細年表	309
7. 改正文化財保護法に係わる規定等	333
8. 関連法令等	377
参考文献	379
奥付	

第1章 保存活用計画の沿革と目的

■ 1-1 計画策定の沿革

小田原城の歴史は、大森氏が城主となる15世紀に始まる。その後、16世紀初頭以後は伊勢宗瑞(北条早雲)を始祖とする戦国大名北条氏の居城となり、以後氏綱・氏康・氏政・氏直と続く、いわゆる「北条五代」が関東一円に勢力を及ぼす拠点として拡大・発展した。そして、戦国の世の終わりを告げる豊臣秀吉の「小田原攻め」(「小田原合戦」)の際には、城を大きく囲む全長9kmに及ぶ長大な防衛線「総構」を持つ、当時の我が国最大級の城郭を完成させた。戦の結果、北条氏が敗れ、城は豊臣方に引き渡されたが、「総構」の範囲は、近世小田原城とその範囲を規定する「府内」として引き継がれ、さらにその範囲は、近代以後の小田原のまちの基盤として継承され、今日に至っている。

江戸時代の小田原城は、江戸幕府を支える幕閣クラスの譜代大名(大久保・阿部・稲葉氏)の居城となり、江戸の西の守りを担う近世城郭として再整備された。その城下は「箱根八里」の東側の起点となる東海道の宿場町「小田原宿」として交通の要衝を担うなど、小田原城は幕末まで江戸幕府を支える重要な役割を担った。

明治に入ると小田原城は廃城となり、天守などの城内建物の解体・撤去と「小田原御用邸」の設置、鉄道による開削、関東大震災での石垣等の崩壊、堀の埋め立てと宅地化など、近代化の波に飲まれていった。戦後は、本丸・二の丸周辺の「小田原城址公園」化と学校や市役所庁舎をはじめとする公共施設の立地、そして市街地化の進行で、城をめぐる景観も大きく変化した。しかし、総構の土塁や堀、本丸・二の丸の曲輪など、戦国時代から江戸時代にかけての基本的な縄張り・曲輪・遺構は、まちの中に比較的良好な状態で保存されていた。

このことは、「小田原保勝会」など、戦前からの小田原城跡の保存に関する地元の人々の熱意や活動、そして識者を交えた官民の尽力の賜物である。その取組みは、昭和13年(1938)の第1次史跡指定に結び付いた。戦後も、「小田原城郭研究会」に代表される小田原城跡の保存に関する地元の人々の活動は続き、これらに小田原市側の施策(文化財保護課の設置・専門職員の採用等)による相乗効果に加わり、順次史跡の追加指定が行われた。小田原城跡では、平成30年(2018)までに計12次の史跡指定・追加指定が行われ、史跡指定地は東西約3km、南北約2kmの範囲に広がり、指定面積は30万㎡を超えている。

小田原城跡の史跡指定地は広範囲に及び、小田原駅に近く天守閣などの位置する小田原城址公園とその周辺、小田原城址公園から線路を挟んで西側の丘陵部にあり県立小田原高等学校(以下「小田原高校」)付近に位置する八幡山古郭付近はある程度まとまった面積があるものの、小田原城跡を囲む総構は、線状・飛び石状の指定であり、その他の指定地もスポット状に点在している。

そのため、これまでは小田原城址公園を中心とする「本丸・二の丸地区」と、「八幡山古郭・総構地区」などの本丸・二の丸以外の地区に二分して史跡の保存・活用・整備の方針・計画

第1章 保存活用計画の沿革と目的

を立てていた。

本丸・二の丸地区については、保存と整備を主眼に計画を立ててきた。昭和45年(1970)に常盤木門が再建された際に、動物園・小田原市役所庁舎等の城跡と関わりのない施設の移転について、文化庁より早急に具体的な方策を講じることが求められ、市民を交えて計画の協議、検討が行われた。この成果は、昭和57年(1982)策定の『史跡小田原城跡整備の理念と方針』に集約され、「史跡環境にそぐわない施設」の段階的移転の方針を決定した。

さらに平成5年(1993)策定の『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』では、より具体的な史跡の保存・活用・整備の方向性を示し、平成18年(2006)に追加検討事項として植栽に関する事項などを加えた。しかし、近年、御用米曲輪の整備の進展や天守閣の耐震化なども行われたこと、また小田原城址公園北側隣接地の「弁財天曲輪」付近(通称「城内地区」)の市による史跡指定地の民有地買取り等の進展など、新たに考慮すべき要素も増え、構想の抜本的な改定が望まれていた。さらに本丸・二の丸地区に隣接する、「近世三の丸」の史跡指定地(大手口門北側櫓台跡・幸田口門土塁など)についての記載がなく、不十分なものであった。

八幡山古郭・総構など、本丸・二の丸地区以外の地区については、保存と活用を主眼に計画を立ててきた。昭和51(1976)年に『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』、昭和55年(1980)に『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書(二)小田原城八幡山遺構群』を、小田原城郭研究会の協力を得て作成した。

つづいて、この2編の保存管理計画を基本とし、総構や八幡山古郭(東曲輪)、新堀土塁の旧アジアセンターでの史跡の追加指定(第7次指定まで)を踏まえ、平成22年(2010)に『史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書』を策定した。しかし、この計画の策定後、5次に及ぶ追加指定があり、その多くが、八幡山古郭と総構であったことから、改定の必要性が生じていた。

さらに、史跡をめぐる状況も大きく変化している。例えば、百姓曲輪は、宅地造成に伴い発掘調査を実施したところ、史跡指定に値する堀や基壇状の高まりなど、戦国時代の遺構や曲輪の姿が良好な保存状態で確認され、史跡に追加指定されるなどの成果があった。百姓曲輪は、周知の埋蔵文化財包蔵地(いわゆる「遺跡範囲」)ではあったが、ここまでの成果は予見できなかった。このことから、小田原城跡内の遺跡範囲内では、今後突発的に史跡指定に値する発見がありうるということが認識されたのである。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地外でも、市街地化の進行の中で消滅したと思われていた海岸線沿いの総構や幕末の台場跡(砲台跡)について、地籍図上にその痕跡を確認できることが分かり、さらに現地には一部総構の土塁が残っている場所があることも確認できた。

これらのことから、総構の中なら何処でも史跡になり得る可能性があることを示唆している。また、総構の外にある、「小田原合戦」に関連する遺跡の中にも、将来の史跡指定の可能性がある遺跡が存在することも判明してきた。

加えて、既存の史跡指定地については、年月の経過とともに第1次指定地の202筆が現

在 300 筆を超える筆数となった。さらに史跡指定・追加指定が 12 次に及んだことから指定地の総筆数が 500 筆を超え、指定地の所有者も当初から変遷している状況となった。

このほか、御用米曲輪^{ごようまい}の発掘調査で戦国時代の庭園跡等の遺構が発見されたことなどの調査研究の進展によって、「本丸・二の丸地区が江戸時代」「総構・八幡山古郭などが戦国時代」という、地区分けと年代分けが一致するという従来の定説が覆される状況も発生した。

以上のことから、小田原市では、平成 30 年度から 3 ヶ年をかけ、史跡小田原城跡全体を包括した総合的な保存活用計画を策定し、将来の史跡の保存・活用に万全を期すこととした。

さらに、人口減少という社会的情勢の中で、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組む必要があるとの認識のもと、平成 31 年(2019)4 月 1 日より改正文化財保護法が施行され、史跡の保存活用計画が法定計画として位置付けられることになったことから、小田原市では本計画をもって法定計画と位置付けることとした。

■ 1-2 計画の目的

本計画策定の目的は、以下のとおりである。

- (1) 改正文化財保護法に則した法定計画として、史跡小田原城跡の保存活用計画を作成する。
- (2) 地区別ではなく、史跡小田原城跡全体を包括した総合的な保存活用計画とする。
- (3) 変遷した史跡指定地の地番を明らかにし、指定地の位置とともに本計画に明示する。
- (4) 史跡指定地だけでなく、総構に囲まれる小田原城跡全体（周知の埋蔵文化財包蔵地外も含む）や、総構の外にある「小田原合戦」に関連する遺跡についても取り扱い、史跡に値する発見があった場合、速やかに保存措置が図れるよう計画を定める。
- (5) 史跡小田原城跡の本質的価値をあらためて明らかにし、その価値を次代に確実に伝え、活用していくための方針を示す。

■ 1-3 計画対象範囲

今回の保存活用計画策定で取り扱う範囲を以下の①～④に示す。

- ①史跡指定地（535 筆 303,298.14 m²） ＊このほかに白地が含まれる
- ②史跡指定地の近くにあり、今後、史跡追加指定や公有地化を検討する必要がある地域
- ③総構の中にあり、①②以外の地域（周知の埋蔵文化財包蔵地外も含む）
- ④総構の外にある「小田原合戦」関係の砦・陣所・屋敷等のうち、小田原市内に位置する代表的なもの

第1章 保存活用計画の沿革と目的

①②は、本計画で主として取り扱う地域である。

③は、総構に囲まれる小田原城跡の全体のうち、①②を除く範囲である。江戸時代の19町1村で構成された「府内」の範囲とも同義であり、城郭施設のある場所、それを囲む武家屋敷、町人地、寺社地、宿場町(小田原宿)などを内包する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、包蔵地外の場所も含む。ここには、海岸線の総構のように、土塁の一部が残っている場所、堀や土塁などが、地籍図上明らかに認められる場所があり、将来的に史跡追加指定等を検討する必要がある。

④は、「小田原合戦」に関する陣場・屋敷等のうち、小田原市内に位置する代表的なものであり、一部、周知の埋蔵文化財包蔵地外のものも含む。特に、富士山陣場や今井陣場は、現況で遺構や地形の残りが良く、地籍図上もその範囲が明瞭であるため、将来、史跡指定等を検討する遺跡として取り扱うこととする。



写真 1-1 小田原城跡の空中写真（1947 年 10 月 2 日米軍撮影 R242- No. 1 を加工）

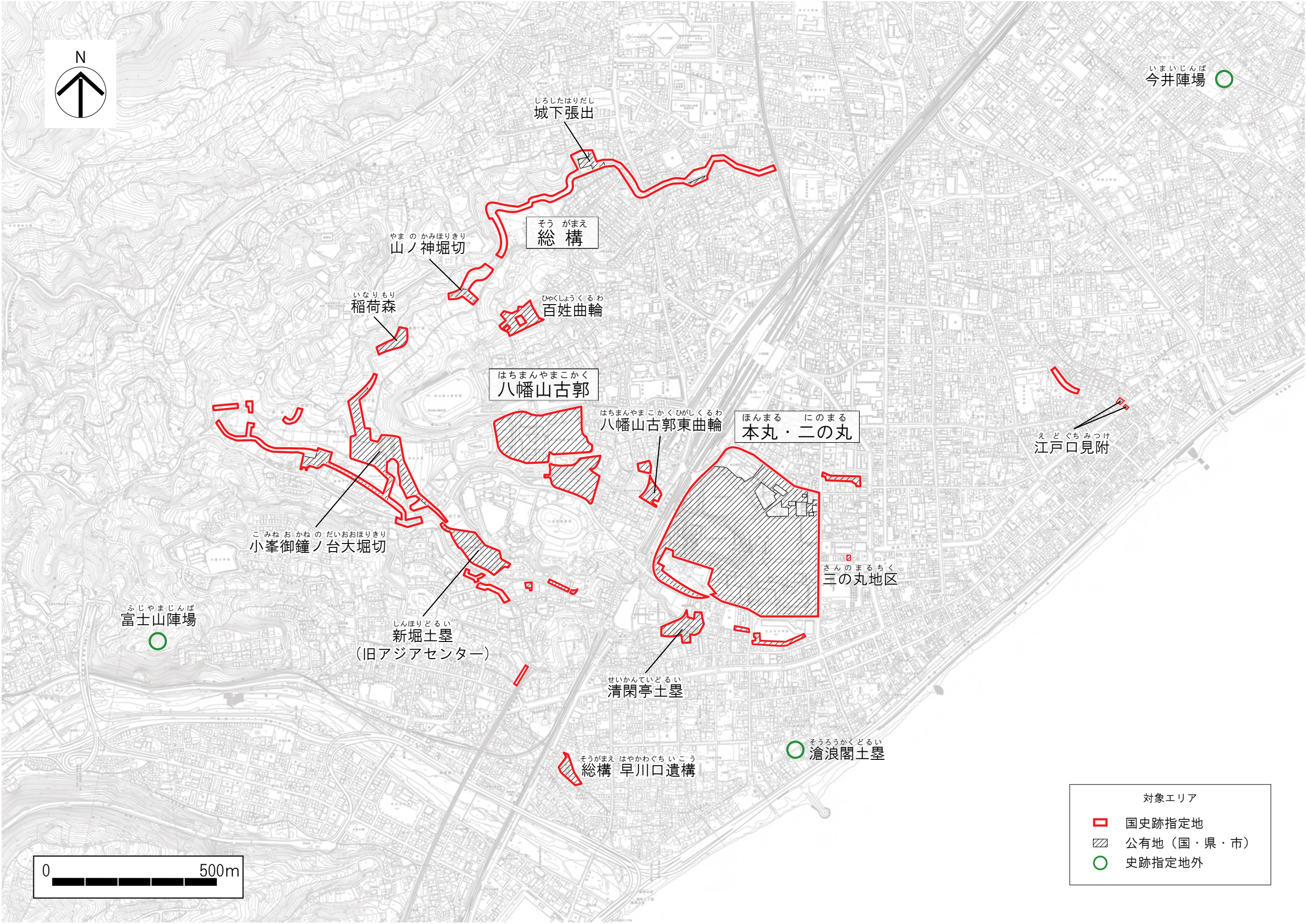


図 1-1 史跡小田原城跡保存活用計画主要対象範囲

■ 1-4 策定部会の設置

本計画策定にあたり、「史跡小田原城跡調査・整備委員会規則」を改正し、「史跡小田原城跡調査・整備委員会」（以下「調査・整備委員会」。）の下に、「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」（以下「策定部会」。）を設置した。策定部会では、事務局（小田原市文化財課史跡整備係）が用意した保存活用計画（案）について、内容協議を行い、専門的な立場から指導助言を受けた。

○史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

（平成25年3月29日教育委員会規則第3号）

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された史跡小田原城跡調査・整備委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）小田原市文化財保護委員会（小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき設置された小田原市文化財保護委員会をいう。）の委員

（3）前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くこと

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）公募市民

（3）前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする

（委員長及び副委員長）

第1章 保存活用計画の沿革と目的

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(部会)

第6条 委員会に、史跡小田原城跡保存活用計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、史跡小田原城跡保存活用計画の策定に関する事項とする。

3 部会に属すべき委員（以下この条において「部会員」という。）は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 部会員の数は、9人以内とする。

5 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の事務は、文化部文化財課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

● 史跡小田原城跡調査・整備委員会

氏名	職業等	専門
お 小 和 田 哲 男 お 小 和 田 哲 男	静岡大学名誉教授（委員長）	日本中世史
お 小 笠 原 清 お 小 笠 原 清	報徳博物館館長（副委員長：平成30年度）	城郭
あ 浅 倉 直 美 あ 浅 倉 直 美	埼玉県文化財保護審議会委員	日本中世史
お 岡 本 孝 之 お 岡 本 孝 之	神奈川県考古学会会長	考古学
お 小 沢 朝 江 お 小 沢 朝 江	東海大学教授	建築史
こ 小 出 和 郎 こ 小 出 和 郎	株式会社都市環境研究所代表取締役所長	都市工学
た 田 中 哲 雄 た 田 中 哲 雄	日本城郭研究センター名誉館長	造園
み 宮 内 泰 之 み 宮 内 泰 之	恵泉女子大学准教授	庭園植栽・景観
い 伊 藤 正 義 い 伊 藤 正 義	元鶴見大学教授（副委員長：令和元・2年度）	日本中世史
か 亀 井 伸 雄 か 亀 井 伸 雄	東京文化財研究所長	建築史
す 杉 本 史 子 す 杉 本 史 子	東京大学史料編纂所教授	日本近世史
さ 佐 藤 正 知 さ 佐 藤 正 知	元文化庁記念物課史跡部門主任文化財調査官	日本古代史

● 史跡小田原城跡保存活用計画策定部会

氏名	職業等	選出元（専門等）
お 小 笠 原 清 お 小 笠 原 清	報徳博物館館長	調査・整備委員会（城郭）
お 小 沢 朝 江 お 小 沢 朝 江	東海大学教授	調査・整備委員会（建築史）
み 宮 内 泰 之 み 宮 内 泰 之	恵泉女子大学准教授	調査・整備委員会（庭園植栽・景観）
い 伊 藤 正 義 い 伊 藤 正 義	元鶴見大学教授（部会長）	調査・整備委員会（日本中世史）
さ 佐 藤 正 知 さ 佐 藤 正 知	元文化庁記念物課史跡部門主任文化財調査官	調査・整備委員会（日本古代史）
と 富 田 改 と 富 田 改	株式会社湘南グリーンサービス相談役	専門委員（造園・樹木保護）
き 木 村 秀 昭 き 木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合会会長 （副部会長）	専門委員（市民）
た 高 村 完 二 た 高 村 完 二	一般社団法人小田原市観光協会 DMO推進マネージャー	専門委員（市民）
ほ 堀 池 衡 太郎 ほ 堀 池 衡 太郎	NPO法人小田原ガイド協会会長	専門委員（市民）

● オブザーバー

機関	役職	氏名
文化庁文化財第二課史跡部門	文化財調査官	あ 浅 野 啓 介 の 野 啓 介
神奈川県教育委員会教育局生涯学習部	グループリーダー	た 谷 口 肇 に 谷 口 肇
文化遺産課調整・世界遺産登録推進グループ	主任主事	あ 有 吉 俊 憲 り 有 吉 俊 憲

第1章 保存活用計画の沿革と目的

●小田原市関係部署

企画部企画政策課	都市部都市計画課
経済部観光課	都市部まちづくり交通課
経済部小田原城総合管理事務所	建設部みどり公園課

●事務局

小田原市文化部文化財課史跡整備係

●経過

①史跡小田原城跡調査・整備委員会

	回次・日時・会場	内容
1	平成30年度第1回調査・整備委員会 日時：平成30年（2018）8月2日（木） 会場：小田原市役所4階議会会議室	・教育委員会より保存活用の策定の諮問 ・保存活用計画策定部会員選任等
2	平成30年度第2回調査・整備委員会 日時：平成30年（2019）12月25日（火） 会場：小田原市市民交流センター UMECO 会議室7	・作業状況報告
3	平成30年度第3回調査・整備委員会 日時：平成31年（2019）3月26日（火） 会場：小田原市市民交流センター UMECO 会議室2	・作業状況報告
4	令和元年度第1回調査・整備委員会 日時：令和元年（2019）8月9日（金） 会場：小田原市役所4階議会会議室	・作業状況確認
5	令和元年度第2回調査・整備委員会 日時：令和2年（2020）3月17日（火） 会場：小田原市郷土文化会館会議室	・作業状況確認
6	令和2年度第1回調査・整備委員会 日時：令和2年（2020）7月16日（木） 会場：小田原市生涯学習センター「けやき」	・作業状況確認 ・パブリックコメント等実施要領報告
7	パブリックコメント実施前の調査・整備委員会正副委員長会議 日時：令和2年（2020）11月19日（木） 会場：小田原市役所5階教育委員室	・パブリックコメント実施前の保存活用計画（本編・概要版）の確認・承認等
8	令和2年度第2回調査・整備委員会にかえて正副委員長により計画策定答申 日時：令和3年（2021）2月17日（水） 会場：小田原市役所5階教育長室	・教育委員会（教育長）への保存活用計画策定の答申

②史跡小田原城跡保存活用計画策定部会

	回次・日時・会場	内容
1	平成30年度第1回策定部会	
	日時：平成30年（2018）8月2日（木） 会場：小田原市役所4階議会会議室 史跡小田原城跡	・委嘱状交付、部会長・副部会長選出 ・保存活用計画策定事業の概要について ・保存活用計画の全体構成とスケジュール ・現地調査
2	平成30年度第2回策定部会	
	日時：平成31年（2019）2月15日（金） 会場：小田原市役所6階601会議室 史跡小田原城跡	・地形図確認 ・素案提示 ・現地調査
3	令和元年度第1回策定部会	
	日時：令和元年（2019）6月17日（月） 会場：小田原市生涯学習センター「けやき」 2階大会議室	・素案第1章～第3章冒頭協議
4	令和元年度第2回策定部会	
	日時：令和元年（2019）11月1日（金） 会場：おだわら市民交流センター UMECO 1階会議室7	・素案第3章～第6章協議
5	令和元年度第3回策定部会にかえて個別協議	
	日時：令和元年（2019）3月19日（木）、 23日（月）、24日（火） 会場：小田原市役所	・素案のテーマに個別指導
6	令和2年度第1回策定部会	
	日時：令和2年（2020）7月16日（木） 会場：小田原市生涯学習センター「けやき」	・素案修正版確認 ・パブリックコメント等実施要領報告
7	パブリックコメント実施前の策定部会長による内容確認	
	日時：令和2年（2020）11月19日（木） 会場：小田原市役所5階教育委員室	・パブリックコメント実施前の保存活用計画（本編・概要版）の内容確認等
8	令和2年度第2回策定部会にかえて策定部会長による内容最終確認	
	日時：令和3年（2021）2月17日（水） 会場：小田原市役所5階文化部打合せスペース①	・パブリックコメント実施結果等報告 ・保存活用計画内容最終確認等

③パブリックコメント

実施期間 令和2年（2020）12月15日（火）～令和3年（2021）1月13日（水）

■ 1-5 他の計画との関係

◆ 1-5-（1）本計画の位置付け

本計画は、図 1-2 のとおり平成 29 年(2017)3 月に策定された第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」（後期基本計画）に則したものとして策定した。また、市が定める各種関連計画とも整合を図り、連携がとれるように配慮した。

◆ 1-5-（2）小田原市総合計画との関係

「おだわら TRY プラン」（後期基本計画）は、目標年次を令和 4 年(2022)度と定めた小田原市の最上位計画であり、行政運営の基本、総合的指針を示している。この中で定める 4 つのまちづくりの目標のうちの一つ「希望と活力あふれる小田原」に示す施策、「17 観光まちづくりの推進」「20 歴史資産の保存と活用」が、本計画に関係する。

「17 観光まちづくりの推進」では、史跡と緑の共生に配慮した小田原城及び小田原城址公園の管理、整備と活用を図ることとし、「20 歴史資産の保存と活用」では、本丸・二の丸の整備と、八幡山古郭・総構の保存、整備活用などを詳細施策として示している。本計画は、これらの趣旨に則し策定した。

◆ 1-5-（3）関連計画との関係

市の関連計画には、文化振興・文化財関係計画やその他の関連計画があり、本計画は、これらの計画との整合を図り、連携がとれるよう配慮した。

<文化振興・文化財関係計画>

小田原市文化振興ビジョン	平成 24 年策定。市が取り組むべき文化振興の指針
小田原市博物館基本構想	平成 29 年策定。本市にふさわしい博物館のあり方を示す構想
小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）	令和 3 年策定。維持・向上すべき歴史的風致の基本方針などを定めた国の認定計画

<その他の関連計画>（主なもの）

小田原市景観計画	平成 21 年施行。景観法に基づく良好な景観形成のための計画
小田原市都市計画マスタープラン	平成 23 年改訂。まちづくりの将来ビジョンを定めた計画等
小田原市地域経済振興戦略ビジョン	平成 24 年策定。小田原市の地域経済の経営理念
小田原市観光戦略ビジョン	平成 28 年策定。市の観光振興計画
小田原市森林整備計画	平成 30 年策定。森林整備の基本的な考え方を定めた計画
小田原市農業振興計画	令和 3 年策定。農業振興地域内の優良農地の確保等を定めた計画
小田原市緑の基本計画	令和 3 年改訂。都市緑地法に基づく緑地保全・緑化推進の基本計画
小田原市地域防災計画	令和 2 年改訂。

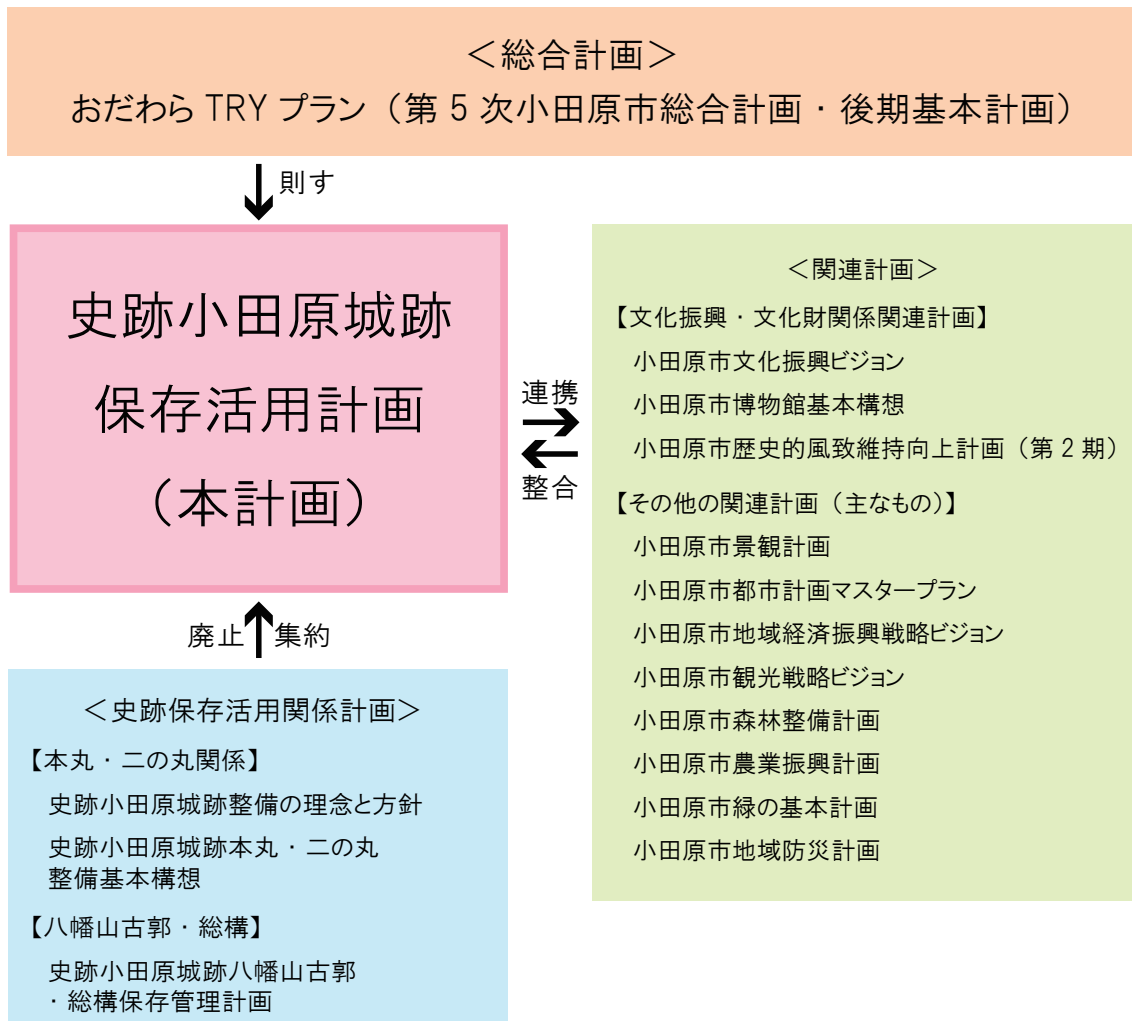


図 1-2 保存活用計画の位置付け

■ 1-6 計画の周知及び見直し

この計画は、令和 3 年(2021)4 月 1 日より施行する。

計画の実施にあたり、小田原市は、史跡指定地の地権者・占有者をはじめとする関係者、関係機関、関係部署等への周知に努める。

また、本計画は、令和 3 年(2021)3 月までの状況を基準に策定している。そのため、その時点までに見出された史跡の本質的価値を守り、次世代に確実に伝え、そして活用を図ることを目的としている。

しかしながら、将来的な史跡を取り巻く社会情勢の変化や、調査・研究の進展により史跡の追加指定が重ねられ史跡指定地が広がった場合や、史跡の新たな価値が見出された場合等には、必要に応じて見直しを図る。

その際には、関係者等との協議をもち、合意に基づいて計画の見直しを進める。

